

## 平成30年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分） について

東京労働局（局長 土田 浩史）は、平成30年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

- 脳・心臓疾患の請求件数、支給決定件数はともに増加。
- ・請求件数は149件であり、前年度に比べ13件（9.5%）増
  - ・支給決定件数は35件であり、前年度に比べ2件（6.0%）増

- 精神障害事案の請求件数は増加、支給決定件数は減少。
- ・請求件数は338件であり、前年度に比べ6件（1.8%）増
  - ・支給決定件数は93件であり、前年度に比べ15件（13.8%）減

（業種別・職種別・年齢別の支給決定件数等は、別表のとおり。）

東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。（別紙のとおり。）

### 担 当 部 署

東京労働局 労働基準部  
労災補償課長 佐藤美千子  
主任労災補償監察官 丸山 光義  
健康課長 田村 三雄  
主任衛生専門官 柴田 昌志  
電話：03 - 3512 - 1617

## 【別表】

## 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
脳・心臓疾患	請求件数		152(16)	136(27)	149(24)
	決定件数		104(8)	98(19)	110(13)
	うち 支給決定件数		29(0)	33(3)	35(2)
	認定率		27.8(0)%	33.6(15.7)%	31.8(15.3)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ( )内は女性の数で内数である。

## 2 精神障害等の労災補償状況

区分		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
精神障害	請求件数		288(105)	332(127)	338(147)
	決定件数		234(80)	314(116)	256(98)
	うち 支給決定件数		89(27)	108(33)	93(31)
	認定率		38.0(33.7)%	34.3(28.4)%	36.3(31.6)%
うち自殺	請求件数		25(4)	38(0)	32(5)
	決定件数		19(2)	35(1)	29(3)
	うち 支給決定件数		10(1)	22(0)	12(0)
	認定率		52.6(50)%	62.8(0)%	41.3(0)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ( )内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

3 平成 30 年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
農業，林業，漁業，鉱業， 採石業，砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)	1(1) [0(0)]	1(1) [0(0)]	0(0) [0(0)]
建設業	7(0)	7(0)	3(0)	25(1) [2(0)]	22(0) [3(0)]	12(0) [2(0)]
製造業	15(2)	10(1)	1(0)	29(12) [4(0)]	20(6) [4(0)]	5(2) [1(0)]
情報通信業	9(0)	15(0)	2(0)	53(23) [8(2)]	34(16) [4(1)]	12(5) [1(0)]
運輸業，郵便業	26(3)	22(2)	8(0)	33(12) [3(0)]	26(5) [3(0)]	13(3) [1(0)]
卸売業・小売業	22(4)	9(1)	1(0)	56(26) [6(0)]	43(19) [6(0)]	19(6) [6(0)]
金融業・保険業	5(0)	2(0)	1(0)	15(9) [0(0)]	13(7) [0(0)]	2(2) [0(0)]
宿泊業， 飲食サービス業	14(2)	12(1)	7(0)	13(4) [0(0)]	12(3) [2(0)]	2(0) [0(0)]
教育，学習支援業	6(1)	3(0)	2(0)	13(6) [1(0)]	10(6) [1(0)]	3(3) [0(0)]
医療，福祉	11(7)	7(4)	2(1)	36(27) [1(1)]	25(16) [0(0)]	6(3) [0(0)]
その他の事業 (上記以外の事業)	34(5)	23(4)	8(1)	64(26) [7(2)]	50(19) [6(2)]	19(7) [1(0)]
合 計	149(24)	110(13)	35(2)	338(147) [32(5)]	256(98) [29(3)]	93(31) [12(0)]

注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

4 平成 30 年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
管理的職業従事者	13(1)	10(0)	5(0)	21(4) [4(0)]	25(5) [4(0)]	13(4) [3(0)]
専門的・技術的職業従事者	25(4)	25(4)	7(1)	96(47) [11(2)]	75(36) [7(0)]	30(15) [3(0)]
事務従事者	18(3)	9(1)	2(0)	101(57) [11(3)]	60(29) [11(3)]	14(4) [4(0)]
販売従事者	20(4)	13(0)	1(0)	39(15) [4(0)]	38(19) [5(0)]	14(7) [2(0)]
サービス職業従事者	16(5)	14(4)	8(0)	22(10) [0(0)]	15(4) [1(0)]	3(1) [0(0)]
生産工程従事者	3(1)	2(1)	0(1)	9(3) [0(0)]	6(2) [0(0)]	0(0) [0(0)]
輸送・機械運転従事者	24(0)	20(0)	9(0)	21(4) [0(0)]	15(0) [0(0)]	9(0) [0(0)]
建設・採掘従事者	6(0)	2(0)	0(0)	13(0) [0(0)]	11(0) [0(0)]	6(0) [0(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	16(5)	10(3)	1(0)	13(7) [0(0)]	9(3) [0(0)]	3(0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	9(1)	5(0)	2(0)	3(0) [2(0)]	2(0) [1(0)]	1(0) [0(0)]
合 計	149(24)	110(13)	35(2)	338(147) [32(5)]	256(98) [29(3)]	93(31) [12(0)]

注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

5 平成 30 年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
29 歳以下	2(1)	2(0)	1(0)	66(42) [5(3)]	50(26) [11(2)]	15(9) [2(0)]
30 歳から 39 歳	13(1)	14(0)	5(0)	95(42) [12(2)]	72(32) [8(1)]	24(9) [4(0)]
40 歳から 49 歳	45(6)	37(3)	16(2)	110(41) [8(0)]	91(30) [7(0)]	40(11) [3(0)]
50 歳から 59 歳	49(6)	33(6)	10(0)	59(19) [6(0)]	37(8) [2(0)]	13(2) [2(0)]
60 歳以上	40(10)	24(4)	3(0)	8(3) [1(0)]	6(2) [1(0)]	1(0) [1(0)]
合 計	149(24)	110(13)	35(2)	338(147) [32(5)]	256(98) [29(3)]	93(31) [12(0)]

注 1 ( )内は女性の数で内数である。

## 東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

### 1 労働時間法制の周知等の取組

- ア 労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、時間外労働の上限規制を含む労働時間制度の周知、労務管理体制についての相談対応などを行う。
- イ 労働時間などの設定について改善に取り組む際に、利用可能な助成金([ここをクリック](#))を案内する。

### 2 過重労働による健康障害防止対策の取組

- ア 過重労働の原因となる長時間労働の削減を重点として、時間外労働協定の適正化のための窓口指導、法令遵守徹底のための監督指導等を実施する。
- イ 長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施の必要性等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。

### 3 メンタルヘルス対策の取組

- ア 「労働者の心の健康保持増進のための指針」([ここをクリック](#))等の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。  
また、ストレスチェック制度の適切な実施とともに、単に制度を実施するだけでなく、制度の導入及び運用を通して、メンタルヘルス対策全般の自律的推進、定着のきっかけとなるよう指導を行う。
- イ 「東京産業保健総合支援センター」([ここをクリック](#))のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。
- ウ メンタルヘルスに関するポータルサイト「こころの耳」([ここをクリック](#))の利用促進を図る。
- エ 10月2日(水)「ティアラこうとう」において、メンタルヘルス対策の推進を目指した「産業保健フォーラム IN TOKYO 2019」を開催する(予定)。

特に、厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策に基づき、メンタルヘルス対策の取組の強化として、

(1) 精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。

また、傘下事業場において、概ね3年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的なメンタルヘルス対策の取組について指導を行う。

(2) メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」([ここをクリック](#))等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。  
こととしています。